

昭和三十五年四月二十五日改訂

自営農業移住者に対する融資実施要領

日本海外移住

(所在地・東京都千代田区)

000
234
E2

LIBRARY

国際協力事業団	
受入 月日	84. 8. 14 000
登録No.	02938 23.4 EZ

融資利用の皆さんへの御願い

1. この融資要領は会社が融資を実施する場合の最高限度を示したものであります。
2. 会社の事業資金は政府の出資又は政府保証の借款で賄つていますので政府の監督指導のもとに限られた資金を有効に出来るだけ多くの移住者に利用して戴き、且損失を蒙るが如きこのない様に運営する方針が採られていますので、金額の制限、担保徵求其他種々の条件が附されています。
3. 従つて実際融資に当つては、移住地の情況、営農の実態、担保関係、償還見込等を勘案して融資対象、融資金額、融資条件等がこの融資要領の範囲内で決定されるもので一律に限度一杯に融資されるものではありませんから予め御了承願います。

JICA LIBRARY



1023985[3]

自営農業移住者に対する融資実施要領

自営農業移住者に対する融資の意義

開拓農、借地農、分益農、およびコロノより独立しようとする者の定着営農を援助するために行う融資である。

A 渡航前融資

自営農業移住者の中、開拓農移住者に対し渡航前に次の貸付を行う。但し移住会社以外の開拓移住地に入植する場合は1ヵ年の生活費、現地における荷物運賃及び関税費用を、移住会社の移住地に入植する場合はこの外に土地代前納金を自己調達出来るものに対して貸付を行う。

- (1) 現地営農に必要な農機具、機械類の購入資金
- (2) 営農資金（種苗、農薬、諸材料、家畜等の購入資金及び伐木、山焼、家屋建設等に要する費用）

○貸付対象 同一都道府県出身の5家族以上の団体、但し已むを得ざる事情ある時は4家族以下を対象として貸付けることも出来る。

○1戸当たり限度 1戸当たり貸付の限度は50万円であるが、この内営農資金の貸付額は、個々の移住地の営農計画に基づき移住会社において定めるが、その額は20万円を超えることは出来ない。なお営農資金に相当する貸付分は使途の性質上移住先国へ送金の上、現地受入機関を通じて移住者に手交しその機関はその使途につき充分留意する。

○貸付条件 利率は利子所得税を差引いた残額が5%に相当する率。

期間及び支払方法は4年以内（普通4年）の据置期間（利子繰延を認めることが出来る）を含めて最長9年（普通7年）の割賦払い。

○担保と保証 充分な担保、または確実な連帯保証若くは之と同等の効力を有する損失補償による。
なお2家族以上の団体を対象とする場合は各家族の連帯債務の形式をとる。

B 現地融資

自営農業移住者に対して夫々の目的に従い(1)～(4)の4種の資金を現地において融資する。

(1) 共同利用施設の取得に要する資金の貸付

共同利用施設とは農業用機械及び施設、農産加工施設、灌漑排水施設、交通運搬機具、道路造成及び維持用機械、倉庫等移住者が共同で利用する施設をいう。

○貸付対象組合

○貸付通貨及び1戸当たり限度額

ブラジル 現地通貨建とするが移住者が希望するときは米貨建で貸付出来る。限度は30万円相当額以内

ブラジル以外 全て米貨建、限度は50万円相当額以内

○貸付条件 利率—現地通貨建の場合 8～12%

米貨建 ◇ 利子所得税額を

差引いた残額が5%に相当する率

期間及び支払方法

現地通貨建の場合 2年以内の据置期間（期間中利払）
を含めて最長6年の割賦払
米 貨 建 3年以内の据置期間（期間中利払）
を含めて最長8年の割賦払

○担 保 購入乃至建設する物件及びその他適当な物
件に対し担保権を設定する。

担保のない場合又は不足する場合は

- (1) 移住先国の公有地又は移住会社の分譲地等で将来土地の所有権を取得することが確実な場合は之を取得後直ちにその土地に担保権を設定することを条件とする。
- (2) 永年作物の将来価値を担保価値に織り込んで評価する。

○保 証 貸付対象が法人格を有する場合は組合の全役員及び組合員の全部又は一部の連帯保証をとる。任意組合の場合は組合員全部の連帯債務とする。

○融 資 限 度 所要資金の80%を限度として融資する。但し移住者に止むを得ざる事情あるときは個別審査の上、この限度を超えて融資することが出来る。

(2) 長期営農資金の貸付

長期営農資金とは永年作物の植付、家畜の導入、農業用機器

の購入及び農舎、畜舎等の設備その他営農に必要な長期資金（生活費等の非生産的支出のための資金を除く）をいう。

○貸付対象 組合又は個人

○貸付通貨及び1戸当り限度額

　　ブラジルは現地通貨建（移住者が希望すれば米貨建）、ブラジル以外は米貨建、限度はいずれも30万円相当額以内。

○貸付条件 利率—(1)に同じ

期間及び支払方法

　　現地通貨建、米貨建のいずれの場合も4年以内の据置期間（期間中利払）を含めて最長8年の割賦払

○担保 既有の土地建物、永年作物その他適当な物件乃至貸付を受けた資金により取得する物件に対し担保権を設定する。

　　担保のない場合又は不足する場合は(1)に同じ

○保証 組合の場合は(1)に同じ、個人の場合は2人以上の保証能力ある個人の連帯保証とする。

○融資限度 (1)に同じ

(3) 短期営農資金の貸付

短期営農資金とは肥料、飼料、種子の購入及び入夫賃その他営農に必要な短期の資金をいう。

○貸付対象 組合又は個人

○貸付通貨及び1戸当り限度額

・ ブラジルは現地通貨建（移住者が希望すれば米貨建）、ブラジル以外は米貨建、限度はいずれも20万円相当額以内。

○貸付条件 利率—(1)と同じ

期間及び支払方法

現地通貨建、米貨建いずれの場合も1年内の分割又は一括払

○担保 保 収穫物又は植付中の予想収穫物を担保とする。この場合農業動産質権を設定すると共に収穫物の処分については移住会社の指定する方法による。

○保証 (2)と同じ

○融資限度 (1)と同じ

(4) 独立資金の貸付

独立資金とはコロノ、分益農及び借地農が自作農になるに際して必要とする資金のうち土地の取得及び造成に要する資金をいう。この資金の貸付は独立後の所要營農資金を有するものに対して行う。従つてこの資金の貸付を受けた者に対しては(2)の長期營農資金の貸付は行わない。

なお、コロノ、分益農については原則として契約期間を終了したものとするが契約期間満了前であつても特に雇傭主の了解を得たものはこの限りではない。

○貸付対象 組合又は個人

○貸付通貨及び1戸当たり限度額

・ ブラジルは現地通貨建（移住者が希望すれば米貨建）、ブラ

ジル以外は米貨建、限度はいずれも30万円相当額以内。

○貸付条件 利率—(1)に同じ

期間及び支払方法

現地通貨建、米貨建いずれの場合において
も4年以内の据置期間（期間中利子繰延を
認めることが出来る）を含め最長8年の割
賦払。

○担保 保 この資金により購入する土地に対し担保権
を設定する。

○保証 (2)に同じ

○融資限度 (2)に同じ

